

令和7年度



# 家族支援パンフレット

# with Family

~Ver. 7~



航空幕僚監部人事教育部厚生課  
令和7年4月



このパンフレットは、隊員が家族とともに活用できるように作成しています。  
必ずご家族と一緒に確認して下さい。

# はじめに

航空自衛隊では、武力攻撃事態、大規模災害及び国際平和協力活動等の多様な事態に迅速・的確に対処できるよう、日頃から即応態勢の維持・向上に努めています。

こうした我々の任務は、隊員の努力はもとより、それを支えるご家族のご理解とご協力があってこそ遂行できるものです。

航空自衛隊が今取り組んでいる家族支援を紹介するとともに、隊員家族の皆様に家族支援をご理解していただきたくパンフレットを作成しました。



対領空侵犯措置



警戒監視



弾道ミサイル等破壊措置



国賓等の輸送



災害派遣



在外邦人等の  
保護措置・輸送



日米同盟の強化



国際平和協力活動



能力構築支援



防衛協力・交流の推進



他国との共同訓練

# 本パンフレットの構成

- |   |                    |       |
|---|--------------------|-------|
| 1 | 家族支援とは             | 4ページ  |
| 2 | 家族支援として取り組むこと      | 5ページ  |
| 3 | ご家族にご理解いただきたい事項    | 6ページ  |
| 4 | 留守家族名簿について         | 7ページ  |
| 5 | 委任状について            | 8ページ  |
| 6 | 国外任務に係る家族支援活動の取り組み | 10ページ |
| 7 | 部隊と隊員ご家族とのコミュニティ   | 11ページ |
| 8 | 家族支援施策の充実化に係る取り組み  | 12ページ |
| 9 | 連絡先                | 15ページ |



# 1 家族支援とは

## 「自助」の充実

自分の身は自分で守る

- ・ 備蓄（水・食料）の準備
- ・ 家族内の連絡手段・方法の事前確認
- ・ 隊員不在間の必要な手続きの確認 等

## 「共助」の充実

地域や仲間で助け合うこと

- ・ 部外協力団体等との協力体制の構築
- ・ 困ったときに助け合える仲間を作る 等

## 「公助」の充実

部隊等からの支援

- ・ 隊員家族及び隊員への情報提供
- ・ 隊員家族に対する共済組合サービスの提供 等

## 家族支援の3つの柱

「自助」「共助」「公助」



ご家族が安心して  
生活できる準備

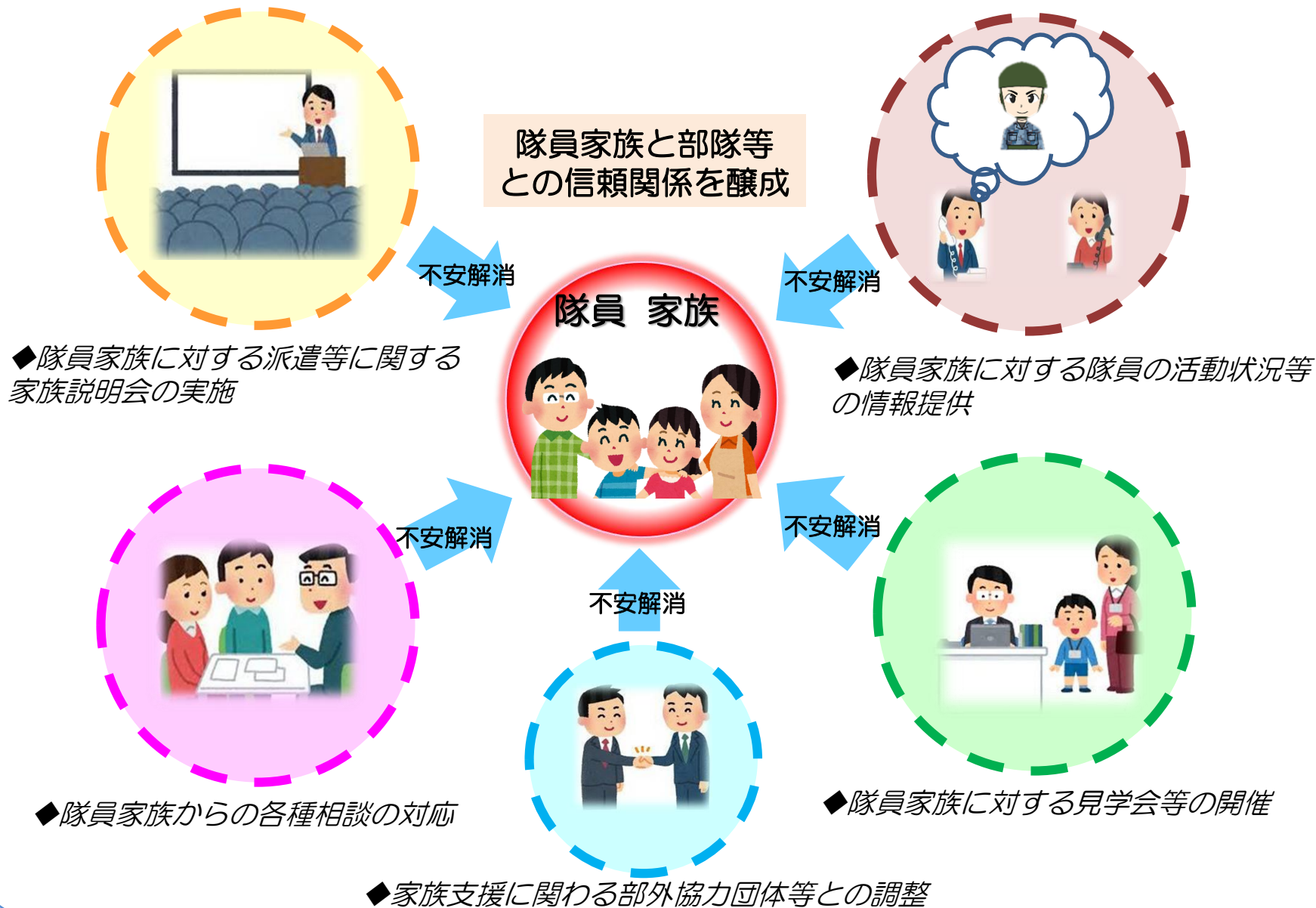


隊員が安心して  
任務にまい進

家族支援とは、任務遂行のため隊員が急きょ不在にする場合や長期間不在にする場合においても、ご家族が安心して生活できるように日頃から準備しておくことにより、隊員が安心して任務にまい進することを目的としています。

このため、日頃から「部隊とご家族」及び「ご家族同士」のつながりと交流を深めていくための取り組みを推進していきます。

## 2 家族支援として取り組むこと



### 3 ご家族にご理解いただきたい事項

我が国周辺には、強大な軍事力を有する国家などが集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっています。また、在外邦人等輸送などで隊員が緊急に海外派遣されるケースも増えています。

そのため、隊員に以下のことをお願いしておりますので、ご理解願います。



#### ● 「留守家族名簿の作成」

- 隊員に万が一のことが起こっても、ご家族へ迅速かつ的確に情報を提供できるようにするため

#### ● 「委任状の提出」

- 隊員が活動により長期間不在となり、留守を託されたご家族が防衛省共済組合のサービスを利用するため



更に、部隊では「部隊とご家族」及び「ご家族同士」のつながり・絆を深めることができる取組みを推進してまいります。多数の参加をお待ちしております。



## 4 留守家族名簿について

留守家族名簿は下表の内容となっております。  
当該名簿は、**緊急時等**においても、**ご家族へ迅速かつ的確に情報を提供**できるようにするためのものです。**ぜひご登録をお願いします。**

【留守家族名簿】

|      |               |            |      |      |          |               |         |    |      |
|------|---------------|------------|------|------|----------|---------------|---------|----|------|
| 第1家族 | 続柄            | ふりがな氏名     |      |      |          | 特記事項          |         |    |      |
|      | 住所            | 生年月日       |      | 健康状態 |          |               |         |    |      |
|      |               | 郵便番号       |      | 都道府県 |          | 電話番号          | 自宅      | 携帯 |      |
|      |               | 市町村番地      |      |      |          | メールアドレス       | 自宅      |    |      |
|      |               | マンションアパート名 |      |      |          |               | 携帯      |    |      |
|      | 勤務先等名(会社、学校等) |            |      |      | 勤務先等電話番号 | 代表            | 内線      |    |      |
| 同居家族 | 続柄            | ふりがな氏名     | 生年月日 | 健康状態 | 携帯電話番号   | 勤務先等名(会社、学校等) | 勤務先電話番号 |    | 特記事項 |
|      |               |            |      |      |          |               | 代表      |    |      |
|      |               |            |      |      |          |               | 内線      |    |      |
|      |               |            |      |      |          |               | 代表      |    |      |
|      |               |            |      |      |          |               | 内線      |    |      |
|      |               |            |      |      |          |               | 代表      |    |      |
|      |               |            |      |      |          |               | 内線      |    |      |

● ご家族への確実な連絡ができるようご家族が居住する住所だけでなく、**携帯電話番号や携帯のメールアドレス、勤務先などの登録をお願いします。**

※ 留守家族名簿は、異動時及び登録内容変更時等に更新し、最新の状態を維持します。



留守家族名簿については、**個人情報として取扱い、適切に管理しております。必要時以外に使用することはありません。**

## 5 委任状について

隊員が任務等で長期不在の際、ご家族が以下の防衛省共済組合のサービスを直接利用するための手続です。

**委任状がないと隊員に代わってご家族等が共済組合のサービスを受けることができません。ぜひご提出をお願いします。**

### ■ 防衛省共済組合のサービス

| 項目                | サービス内容                                                                                                                      | ご利用になる事例等                                                                                                           |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療費の請求等に関する<br>こと | ① 短期給付金の請求及び受領手続<br>（家族出産費、家族療養費、災害見舞金等）<br>② 組合員証等の要件確認等の手続<br>③ 被扶養者の申告手続（扶養認定、取消等）<br>④短期掛金、介護掛金、組合員保険料及び退職等年金分<br>掛金の手続 | ・ 被扶養者の出産等<br>・ 被扶養者の就職又は離職等<br> |
| 保健に関する<br>こと      | 助成事業に係る申請及び受領手続                                                                                                             | インフルエンザ予防接種の助成等                                                                                                     |
| 貯金に関する<br>こと      | 組合員貯金の預入、払戻し、通帳等の受領<br>手続及び保険料支払手続                                                                                          | 貯金の払戻し等                                                                                                             |
| 貸付に関する<br>こと      | 組合員借入金の申込み、受領及び弁済手続                                                                                                         | 教育ローンの相談等                                                                                                           |
| 商品の購入等に関する<br>こと  | 商品購入の申込み、受領及び商品代金支払<br>手続                                                                                                   | 車両等の購入等                                                                                                             |

※ 原則として、**18歳以上の三親等以内のご家族1名**を受任者に指定  
できます。

※ 隊員が派遣された後であっても、派遣先の業務隊等で委任状の手続  
を踏めば対応できる場合もあります。



# 【補足】委任状について

## 委任状記載例 (赤字部分が記載事項)

委任状

(年号) 〇 年 〇 月 〇 日

防衛省共済組合  
〇 〇 〇 支部長 殿

委任者 所属 (所属部隊名等)  
陸 続 二等陸佐  
氏 名 共済 太郎 (印)

受任者 住 所 東京都〇〇区〇〇  
続 柄 妻  
氏 名 共済 花子

委任者 〇 〇 〇 年 〇 月 〇 日 から 〇 〇 〇 年 〇 月 〇 日 までの間、次の権限を委任します。  
① 派遣開始日 ② 派遣期間終了

なお、②を選択した場合、本委任状は ③ 委任状提出日の属する年度の3月31日 (注5)  
④ 委任状提出日に所属している共済組合支部在籍中の間  
まで、有効とします。

|          |                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 1 短期経理   | (1) 短期給付金の請求及び受領手続の件<br>(2) 組合員証等の振替等手続の件<br>(3) 被扶養者の申告手続の件 |
| 2 保蔵経理   | 助成事業に係る申請及び受領手続の件                                            |
| 3 住宅経理   | 共済組合住宅の入退去申請手続及び組合住宅使用料等支払の件                                 |
| 4 貯金経理   | 組合員貯金の預入、払戻し、通帳等の受領手続及び保蔵貯金保険料支払の件<br>(受任者干渉支部: 支部)          |
| 5 貸付経理   | 組合員借入金金の申込み、受領及び返済手続の件                                       |
| 6 物資経理   | 商品購入申込み、受領及び商品代金支払手続の件                                       |
| 7 財形経理   | 財形貸付申込み、受領及び返済手続の件                                           |
| 8 掛金等の納付 | 短期掛金(福祉掛金を含む。)、介護掛金、<br>組合員保険料及び退職等年金分掛金の件                   |

特記事項  
組合員貸付は教育貸付に限る。

## 《家族間で決めてもらう事項》

- ✓ 家族の誰に委任するのか
- ✓ どのサービスを委任するのか



## 《ご利用上の注意事項》

**委任状の効力**は、提出から所属支部に**在籍している期間中有効**となります。

**貯金の払戻等**は、**受任者の居住地の最寄支部**(空自以外の支部でも可)を指定することで、当該支部での手続きが可能です。

なお、**貯金以外のサービス**は、**受任者が指定した最寄支部**(空自支部に限る)で手続きしたい旨を**所属支部に事前に連絡**することで、**当該支部での手続きが可能**となります。

受任者が防衛省共済組合の手続きをする際は、**印鑑及び本人を確認できる書類(組合員証、運転免許証等)**をお持ちください。

貯金の手続きに限り、上記に加え、「**防衛省共済組合総合貯金通帳**」及び「**通帳の登録印章**」も必要となります。

- 注1 委任しない事項は、2面で併記し押印してください。
- 注2 ( ) 内は、①または②いずれかを○で囲み、③についてはその月付を記入してください。なお、派遣が決定する前の提出(以下「派遣決定前提出」という。)の委任期間については、②を選択し、その場合には、③または④のいずれかを○で囲んで選択してください。
- 注3 権限の委任について、例えば「組合員貸付は教育貸付に限る」等委任内容に一定の制限事項がある場合には、特記事項欄にその旨を記載してください。
- 注4 派遣決定前提出の場合に異動により所属する支部が変わり、かつ、引き続き派遣決定前提出を希望する場合には、異動先の支部長等に所轄提出してください。
- 注5 ②を選択した場合には、提出した日の属する年度の3月31日(当該3月31日をまたいで派遣が継続される場合には当該派遣の終了日、異動により所属する支部が変わる場合には異動日)までの間、③を選択した場合に、現在所属している支部在籍中の間、委任状は有効となります。生活状況等の変化に伴い受任者及び委任事項の変更を希望する場合は、速やかに再度委任状を作成の上、所属支部長に提出してください。
- 注6 受任者が当該受任者及び委任事項の変更を希望する場合であっても、当該変更にかかる委任状が所属支部長に受領されるまでの間、変更前の委任状が有効となりますので、委任状が所属支部長に受領されるまでの間に被った損害、損失をはじめとする受任者及びその関係者に生ずる一切の不利益について、共済組合は一切の責任を負いません。十分に注意ください。
- 注7 掛金等を納付する場合は、郵送入札帳を「受任者の氏名(組合員の氏名)」としてください。(郵送入札帳例:「共済花子(共済太郎)」とする。) また、振込みをする場合は、事前に所属支部へ電話連絡等してください。

## 6 国外任務に係る家族支援活動の取り組み

隊員の出国・帰国及び異常の有無等に係る情報を対外公表可能な範囲で提供しています。

### ◆ 直近の国外任務の状況

- ・ 在スーダン共和国邦人等の輸送 (令和5年4月23日～令和5年4月28日)
- ・ 在イスラエル国邦人等の輸送 (令和5年10月18日～令和7年3月21日)
- ・ ミャンマー連邦共和国における国際緊急援助活動等 (令和7年4月7日～令和7年4月22日)

### ◆ 実施内容

#### 【取り組み内容】

- ご家族への説明  
現地及び活動の概要、報道に対する注意事項、相談窓口、共済組合サービス内容等
- ご家族からの問い合わせの対応など

#### 家族説明資料

～ ご家族の皆様へ ～

航空幕僚監部人事教育部厚生課  
令和7年4月

#### 2 国際緊急援助活動等の概要

【国際緊急援助活動等（概略：国際緊急援助法）】

- 1 国際緊急援助法の概要
  - 1947年：国際緊急援助法の制定に関する法律（国際緊急援助法）施行
  - 1992年：国際緊急援助法の一部改正
  - ⇒ 自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。
- 2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の機能
  - ① 災害の発生や被害の状況に応じて、災害の発生、被害の拡大などの緊急活動
  - ② ヘリコプターなどによる物資、機材、要員の輸送活動
  - ③ 潜水装置などを用いた救助活動などの能力に加え、自衛隊の輸送・搬送能力などを活用した人員や機材の被災地までの輸送
  - ⇒ 国海空、それぞれ船舶や航空機、空母、航空支援団が当該活動に係る輸送機能を担っている

【インドネシアの地震（トモロ）で被災した人々への支援活動】

【インドネシアの地震（トモロ）で被災した人々への支援活動】

【インドネシアの地震（トモロ）で被災した人々への支援活動】

#### 家族支援の概要

■ 総括表

| 防衛省・自衛隊が支援できること                          | ご家族皆様にお伝えしたいこと                                |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| ● 隊員に関する情報提供（7頁参照）<br>（帰国に係る情報提供等）       | ● ご連絡は、隊員個々から預かった連絡先（住所、電話）に行います（7頁参照）。       |
| ● ご家族から各種相談受け（7頁参照）<br>※ どのような内容でも構いません。 | ● 知り得た情報は、不意に第三者へ伝えることのないようお願いいたします（8頁参照）。    |
| ● 防衛省共済組合のサービス提供（9頁～13頁参照）               | ● サービス提供の中には、事前に隊員からの委任状提出が必要なものもあります。（9頁参照）。 |
| ● 万が一の事態に対する隊員の補償<br>— JICA保険の加入（14頁参照）  | —                                             |

#### 隊員に関する情報提供と相談窓口

- ご家族の皆様からの質問や相談を受け付ける窓口を随所に設置しています。不安事項等があれば何なりとご提出する連絡先の家族支援担当者へお申し付け下さい。
- 皆様への連絡は、隊員個々から預かった連絡先（住所・電話・メール）へ行います

※ 基地に電話すると交換手が出ます。お話しを希望される部署名（●●課等）をお伝え下さい。

◆ 隊員が所属する勤務先の家族支援担当者  
（電話） 内線 )  
（メールアドレス） )  
◆ 防衛省共済組合に関すること：隊員が勤務している基地の業務課・厚生課  
（電話） 内線 )

【例】家族説明資料（ミャンマー連邦共和国における国際緊急援助活動等）

#### 【家族からの一言】

夫は何回も海外へ出国していますが、毎回、丁寧に対応いただき感謝しています。

資料をいただいて、不安に思う気持ちが少し和らぎました。ありがとうございました。

## 7 部隊と隊員ご家族とのコミュニティ

令和6年度に実施しました「部隊とご家族」及び「ご家族同士」のつながりと交流を深めていくための取り組みをご紹介します。

空自が推進する家族支援施策を説明するとともに、各職務等の理解の深化に加え、部隊と隊員家族の関係の深化を図りました。

～ 芦屋基地「西高群6高隊わくわくDAY」～  
(令和7年3月29日)



【参加家族からの一言】

普段は入れない、家族の職場を見学できて貴重な体験でした！

～ 入間基地「2輪空隊ファミリーデー」～  
(令和6年8月24日)



【参加家族からの一言】

飛行場の広さを感じました。  
子供たちにも、良い思い出となったと思います。

## 8 家族支援施策の充実化に係る取り組み

### 隊員家族の支援に対する協力に関する協定について

航空自衛隊は、大規模災害時においても隊員が安心して任務にまい進できるように自衛隊の協力団体である家族会、隊友会及びつばさ会と協力関係を構築しています。

隊員家族の安否確認など、具体的な協力の内容等は、各基地と地域の協力団体との地方協定によります。

#### 【地方協定締結基地】

| 基地等 | 協定締結団体      |
|-----|-------------|
| 稚内  | 家族会、自衛隊協力会  |
| 当別  | 家族会、隊友会     |
| 根室  | 家族会、隊友会     |
| 八雲  | 家族会、隊友会、OB会 |
| 大湊  | 家族会、隊友会     |

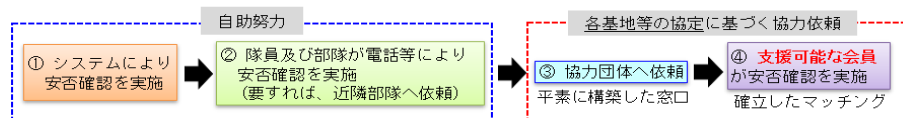
| 基地等 | 協定締結団体  |
|-----|---------|
| 三沢  | 家族会、OB会 |
| 松島  | 家族会、隊友会 |
| 木更津 | 家族会、隊友会 |
| 峯岡山 | 家族会、隊友会 |
| 習志野 | 家族会、隊友会 |

| 基地等 | 協定締結団体       |
|-----|--------------|
| 百里  | 家族会、隊友会      |
| 霞ヶ浦 | 家族会、隊友会      |
| 防府北 | 家族会、隊友会、つばさ会 |
| 防府南 | 家族会、隊友会、つばさ会 |
| 那覇  | 家族会、隊友会      |

#### 【地方協定の概要】

|              |                                                                                                                                                             |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的           | 大規模震災発生時等に部隊が実施する家族支援を補完し、隊員が任務にまい進できる態勢の確立に寄与                                                                                                              |
| 関係団体が行う協力の内容 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊員家族の安否確認</li> <li>2 隊員家族の状況に応じ必要と思われる事項（相談や買い物支援等の生活支援）</li> </ol> <p>⇒具体的協力内容は、各基地等と家族会、隊友会等の地方組織ごとの相互調整による。</p> |

#### 【安否確認 イメージ図】



## 8 家族支援施策の充実化に係る取り組み

### 家族支援に対する協力に関する防衛省協定について

令和7年3月14日、防衛省は関係団体（家族会、隊友会）と「家族支援に対する協力に関する協定」を締結しました。

本協定により、空自以外の機関等（防衛装備庁、統合幕僚監部など）に勤務する空自隊員及びご家族も、家族支援に対する関係団体からの協力を得られるようになりました。

#### 防衛省・自衛隊 公式コンテンツのご案内



防衛省ホームページ ▶





◀ 防衛省公式アカウント





防衛省公式アカウント ▶





防衛省公式アカウント ▶





◀ 防衛省公式チャンネル



その他の防衛省・自衛隊公式SNSは  
こちらからチェック! ▶



自衛官募集 キッズ EN キーワードを入力してください。 詳細検索

防衛省の取組 採用情報 報道・白書・広報イベント 予算・調達 法令・手続等

Ministry of Defense  
国家の独立、  
平和と安全を守る

注目のキーワード

- #統合作戦司令部
- #自衛官の処遇改善
- #防衛白書
- #情報戦への対応
- #大坂・関西万博
- #イベント情報
- #自衛官募集
- #災害派遣

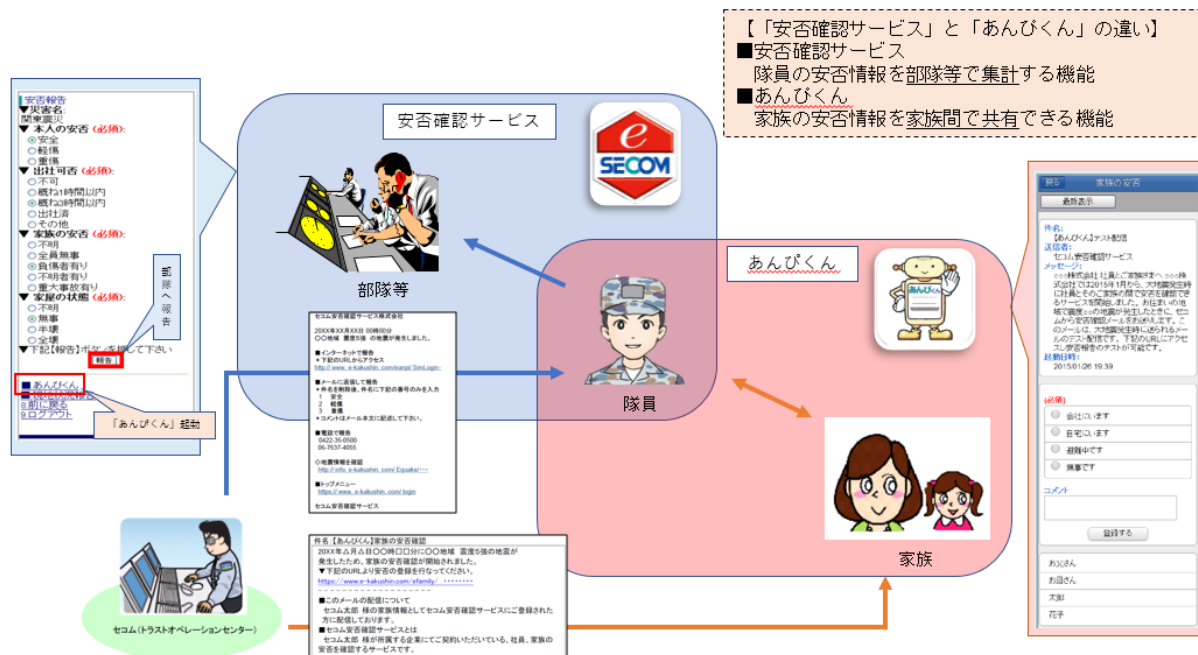
キーワードを入力してください。

## 8 家族支援施策の充実化に係る取り組み

## 安否確認システムの導入について

令和5年度から、大規模地震等発生時においても、隊員及びその家族が互いの安否に対し、心に不安を抱くことなく、安心して任務又は生活が送れる環境を整備するため、全国に安否確認システムを導入しました。

## 《地震発生時の「安否確認サービス」と「あんぴくん」通知イメージ》



■震度6強以上の地震発生等の場合、隊員には「安否確認サービス」メール、ご家族には「あんびくん」メールが届きます。隊員は、「安否確認サービス」の「あんびくん」サブメニューから、ご家族と相互に安否確認することができます。

### 【隊員のアプリインストール手順】

- ① ストア内で「あんぴくんアプリ」を検索or下記QRコードから読み取り、インストール。  
※ストア内で「あんぴくん」と検索するとアプリが表示されます。  
※ソフトウェア使用許諾契約書に同意の上、インストール。  
「あんぴくんアプリ」であることをご確認の上、ダウンロードしてください。

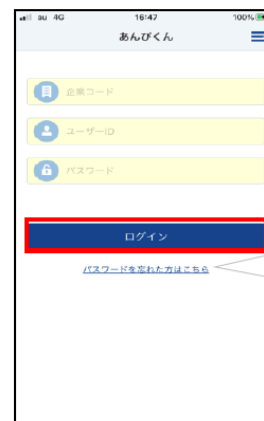
Android・・・GooglePlay より  
ダウンロード



iPhone・・・AppStore より  
ダウンロード



- ② 「あんぴくんアプリ」起動後、自身の「企業コード」「ユーザーID」「パスワード」を入力して「ログイン」ボタンをタップ。



「メニュー表示をタップすると、ヘルプ画面に遷移します。

「パスワードを忘れた場合はこちら」をタップするとブラウザが起動し、e革新サイトのパスワードリセット画面が開きます。

大規模災害発生時においても、隊員及びその家族が互いの安否に対し、心に不安を抱くことなく、安心して任務又は生活できる環境整備を引き続き推進していきます。

## 9 連絡先

ご質問等ございましたら、お気軽に下記連絡先までお問い合わせ下さい。

○防衛省共済組合に関すること：隊員が勤務している基地の業務隊・厚生班

（電話 内線 ）

○その他：隊員が勤務している部隊等の総括・人事・厚生部署

（電話 内線 ）



以下のウェブサイトも、是非ご利用ください。

航空自衛隊  
ウェブサイト

検索



航空自衛隊

家族支援パンフレットの  
**ダウンロード**ができます！

防衛省共済組合  
ウェブサイト

検索



防衛省共済組合

ユーザー名、パスワードは、  
お近くの共済組合窓口でご  
確認ください。